

基本的に係る費用	ご利用者の介護度		要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5		
	・ サービス利用料金 (日/単位)		589		659		732		802		871		
	・ サービス提供体制強化加算Ⅰ (日/単位) 注 1						22						
	・ 看護体制加算Ⅰ (日/単位)						4						
	・ 夜勤職員配置加算 (日/単位)						13						
	・ 介護職員等処遇改善加算 (単位) 注 2		88		98		108		118		127		
	合 計 単 位		716		796		879		959		1037		
	・ 科学的介護推進体制加算 (月/単位)						50						
	・ 高齢者施設等感染対策向上加算 (月/単位)						10						
	合 計 単 位						60						
	上記、合計単位を自己負担額に換算（1単位は10.14円）：（円）		1割負担額	728	1割負担額	809	1割負担額	894	1割負担額	974	1割負担額	1,054	
			2割負担額	1,457	2割負担額	1,618	2割負担額	1,787	2割負担額	1,949	2割負担額	2,108	
			3割負担額	2,185	3割負担額	2,428	3割負担額	2,681	3割負担額	2,923	3割負担額	3,163	
	・ 居室に係る自己負担額（円）	・ 第4段階（標準）						個 室 1,231					
		・ 第3段階						個 室 880					
		・ 第2段階						個 室 480					
		・ 第1段階						個 室 380					
	・ 食費に係る自己負担額（円）	・ 第4段階（標準）						1,500					
		・ 第3段階② 注 3						1,360					
		・ 第3段階① 注 4						650					
		・ 第2段階						390					
		・ 第1段階						300					
	・ 1日あたりに係る費用（円）	居室の形態		個 室	個 室	個 室	個 室	個 室	個 室	個 室	個 室	個 室	個 室
		・ 第4段階（標準）		3,459	3,540	3,625	3,705	3,785	3,869	3,954	4,039	4,124	4,209
		・ 第4段階（2割負担）		4,188	4,349	4,518	4,680	4,839	4,998	5,157	5,316	5,475	5,634
		・ 第4段階（3割負担）		4,916	5,159	5,412	5,654	5,894	6,134	6,375	6,616	6,857	7,097
		・ 第3段階②		2,968	3,049	3,134	3,214	3,294	3,374	3,454	3,534	3,614	3,694
		・ 第3段階①		2,258	2,339	2,424	2,504	2,584	2,664	2,744	2,824	2,904	2,984
		・ 第2段階		1,598	1,679	1,764	1,844	1,924	2,004	2,084	2,164	2,244	2,324
・ 第1段階		1,408	1,489	1,574	1,654	1,734	1,814	1,894	1,974	2,054	2,134		
該当する場合に係る費用	・ 安全対策体制加算 (単位)		入所時1回を限度。				20						
	・ 初期加算 (単位)		入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様。				30						
	・ 入院・外泊時費用 (単位)		月6日を限度。				246						
	・ 療養食加算 (単位)		医師の指示に基づく療養食を提供したとき、1食ごと算定。				6						
	・ 特別通院送迎加算 (月/単位)		透析を要する入所者であって月に12回以上、通院のため送迎を行った場合。				594						
	・ 退所時栄養情報連携加算 (単位)		退所後の医療機関に対し栄養管理の情報を提供した場合。特別食又は低栄養の入所者。				70						
	・ 退所時情報提供加算 (単位)		医療機関へ退所する際に同意を得て心身の状況、生活歴を示す情報を提供した場合。1回に限る。				250						
	・ 新興感染症等施設療養費 (単位)		新興感染症中発生時、医療機関と連携し施設内で療養を行った場合。月に1回連続5回迄。				240						
	・ 看取り介護加算 1 (単位)		死亡日以前31日以上45日以下。				72						
	・ 看取り介護加算 2 (単位)		死亡日以前4日以上30日以下。				144						
	・ 看取り介護加算 3 (単位)		死亡日の前日及び前々日。				680						
・ 看取り介護加算 4 (単位)		死亡日。				1,280							
・ 介護職員等処遇改善加算 (単位)		「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。				「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 14/100 が加算されます。							

1か月(30日)に係る費用 《基本的に係る費用の概算》			要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
			個 室	個 室	個 室	個 室	個 室
自己負担額（円）	・ 第4段階（標準）		103,777	106,205	108,737	111,164	113,556
	・ 第4段階（2割負担）		125,625	130,480	135,544	140,399	145,183
	・ 第4段階（3割負担）		147,472	154,755	162,351	169,633	176,809
	・ 第3段階②		89,047	91,475	94,007	96,434	98,826
	・ 第3段階①		67,747	70,175	72,707	75,134	77,526
	・ 第2段階		47,947	50,375	52,907	55,334	57,726
	・ 第1段階		42,247	44,675	47,207	49,634	52,026

その他入居中に係る費用について（介護保険の給付の対象外）	居室電気料・出張理美容サービス・実費負担の発生するレクリエーション・日常生活上必要となる諸費用（衣類や口腔ケア用品、嗜好品など）
------------------------------	--

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。（介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位になります。）

注2 介護職員等処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に14/100を乗じます。

注3 第3段階②となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で120万円越え、単身の預貯金500万円以下 夫婦の場合は1500万円以下

注4 第3段階①となる方、世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と年金収入額の合計が年間で80万円越120万円以下、単身の預貯金550万円以下、夫婦の場合は1550万円以下

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

令和6年8月から

ご利用者の介護度		要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5		
基本的に係る費用	・ サービス利用料金 (日/単位)		589		659		732		802		871	
	・ サービス提供体制強化加算Ⅰ (日/単位) 注 1						22					
	・ 看護体制加算Ⅰ (日/単位)						4					
	・ 夜勤職員配置加算 (日/単位)						13					
	・ 介護職員等処遇改善加算 (単位) 注 2		88		98		108		118		127	
	合 計 単 位		716		796		879		959		1037	
	・ 科学的介護推進体制加算 (月/単位)						50					
	・ 高齢者施設等感染対策向上加算 (月/単位)						10					
	合 計 単 位						60					
	上記、合計単位を自己負担額に換算（1単位は10.14円）：（円）		1割負担額	728	1割負担額	809	1割負担額	894	1割負担額	974	1割負担額	1,054
			2割負担額	1,457	2割負担額	1,618	2割負担額	1,787	2割負担額	1,949	2割負担額	2,108
			3割負担額	2,185	3割負担額	2,428	3割負担額	2,681	3割負担額	2,923	3割負担額	3,163
・ 居室に係る自己負担額（円）		・ 第4段階（標準）		個 室 2,462								
・ 食費に係る自己負担額（円）		・ 第4段階（標準）		1,500								
・ 1日あたりに係る費用（円） 《基本的費用の概算》	居室の形態	個 室		個 室		個 室		個 室		個 室		
	・ 第4段階（標準）	4,690		4,771		4,856		4,936		5,016		
	・ 第4段階（2割負担）	5,419		5,580		5,749		5,911		6,070		
	・ 第4段階（3割負担）	6,147		6,390		6,643		6,885		7,125		
該当する場合に係る費用	・ 安全対策体制加算 (単位)		入所時1回を限度。				20					
	・ 初期加算 (単位)		入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様。				30					
	・ 入院・外泊時費用 (単位)		月6日を限度。				246					
	・ 療養食加算 (単位)		医師の指示に基づく療養食を提供したとき、1食ごと算定。				6					
	・ 特別通院送迎加算 (月/単位)		透析を要する入所者であって月に12回以上、通院のため送迎を行った場合。				594					
	・ 退所時栄養情報連携加算 (単位)		退所後の医療機関に対し栄養管理の情報を提供した場合。特別食又は低栄養の入所者。				70					
	・ 退所時情報提供加算 (単位)		医療機関へ退所する際に同意を得て心身の状況、生活歴を示す情報を提供した場合。1回に限る。				250					
	・ 新興感染症等施設療養費 (単位)		新興感染症中発生時、医療機関と連携し施設内で療養を行った場合。月に1回連続5回迄。				240					
	・ 看取り介護加算 1 (単位)		死亡日以前31日以上45日以下。				72					
	・ 看取り介護加算 2 (単位)		死亡日以前4日以上30日以下。				144					
	・ 看取り介護加算 3 (単位)		死亡日の前日及び前々日。				680					
	・ 看取り介護加算 4 (単位)		死亡日。				1,280					
・ 介護職員等処遇改善加算 (単位)		「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。				「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 14／100 が加算されます。						

1か月(30日)に係る費用 《基本的に係る費用の概算》		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担額（円）	・ 第4段階（標準）	140,707	143,135	145,667	148,094	150,486
	・ 第4段階（2割負担）	162,555	167,410	172,474	177,329	182,113
	・ 第4段階（3割負担）	184,402	191,685	199,281	206,563	213,739
	その他入居中に係る費用について（介護保険の給付の対象外）		居室電気料・出張理美容サービス・実費負担の発生するレクリエーション・日常生活上必要となる諸費用（衣類や口腔ケア用品、嗜好品など）			

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。（介護福祉士が6割以上の場合は18単位、5割以上6割未満の場合は12単位になります。）
注2 介護職員等処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 14/100 を乗じます。

※ 利用料などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。
※ 付加価値のある居室であるため、負担限度額認定証の交付を受けている方は利用できません。利用される場合は、負担限度額認定証を返納する必要があります。
※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。